

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月8日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-34
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杉本 勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-34 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-34をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社廣済堂をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注8) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年1月18日付で提出いたしました公開買付届出書（同年2月26日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
- (2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
- (3) 本公開買付けに関する重要な合意
- (4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置
- (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）
- (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

(3) 買付予定の株券等の数

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

イ 金融機関

その他資金調達方法

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

11 その他買付け等の条件及び方法

(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

第4 公開買付者と対象者との取引等

2 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

本公開買付けへの賛同

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

- (1) 本公開買付けの概要
(訂正前)

<前略>

本公開買付けにおいては、公開買付者は、16,609,000株（所有割合（注2）66.67%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。買付予定数の下限（16,609,000株）は、対象者が平成30年11月13日に提出した「第55期第2四半期報告書」（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成30年9月30日現在の対象者の発行済株式数（24,922,600株）から、対象者が平成30年11月9日に公表した「平成31年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「本四半期決算短信」といいます。）に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（9,061株）を控除した株式数（24,913,539株）に係る議決権数（249,135個）に3分の2を乗じた数（166,090個）に100株を乗じた数としております。買付予定数の下限である16,609,000株は、本四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の対象者の発行済株式数（24,922,600株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（9,061株）、澤田ホールディングス株式会社（以下「澤田HD」といいます。）が所有する対象者株式数（3,088,500株）（注3）、及び本書提出日現在、公開買付者が所有する対象者株式数（100株）を控除した株式数（21,824,939株）の過半数（10,912,470株、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の総数の過半数、すなわち、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）に相当する数に当たります。）に澤田HDが所有する対象者株式数（3,088,500株）（注3）を加算した株式数（14,000,970株）を上回るものとなります。

（注2） 本四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の対象者の発行済株式数（24,922,600株）から、本四半期決算短信に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（9,061株）を控除した株式数（24,913,539株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下同じとします。

（注3） 公開買付者は、澤田HDより、同社が所有する対象者株式（3,088,500株）（所有割合12.40%）につき、同社の取締役会の承認を条件に本公開買付けに応募する意向を受けております。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、後記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付け成立後に、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金及び本公開買付け成立後における対象者の既存借入金の返済に要する資金に使用するため、株式会社三井住友銀行から総額341.3億円を限度として借入（以下「本買収ローン」といいます。）を行うことを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細については、株式会社三井住友銀行と別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、本書の添付書類である融資証明書に記載のとおり、一定の貸出実行条件、財務制限条項等のこの種の融資契約に通常定められる条件が規定される予定です。また、本買収ローンに際しては、公開買付者が所有する対象者株式等について担保権が設定されることが予定されているほか、本スクイーズアウト手続により対象者の株主が公開買付者のみとなった後は、対象者が公開買付者の連帯保証人となり、かつ、対象者の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されております。

なお、平成31年1月17日に対象者が公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成31年1月17日開催の取締役会（以下「対象者意見表明取締役会」といいます。）において、本取引について、()本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、()対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する決議をしたとのことです。詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けにおいては、公開買付者は、12,456,800株(所有割合(注2)50.00%)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。買付予定数の下限(12,456,800株)は、対象者が平成30年11月13日に提出した「第55期第2四半期報告書」(以下「本四半期報告書」といいます。)に記載された平成30年9月30日現在の対象者の発行済株式数(24,922,600株)から、対象者が平成30年11月9日に公表した「平成31年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(9,061株)を控除した株式数(24,913,539株)に係る議決権数(249,135個)の過半数に相当する数(124,568個)に100株を乗じた数としております。

(注2) 本四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の対象者の発行済株式数(24,922,600株)から、本四半期決算短信に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(9,061株)を控除した株式数(24,913,539株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じとします。

公開買付者は、買付予定数の下限を16,609,000株(所有割合66.67%)として本公開買付けを開始していましたが、今般、本公開買付け開始後の対象者株式の市場取引の状況や本公開買付けの成立の確度を高める必要性を総合的に勘案し、買付予定数の下限を12,456,800株(所有割合50.00%)まで引き下げることといたしました。

本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け成立後の公開買付者の取得株式数等に応じて、公開買付者が対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とするための手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)の実施に向けて、後記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の手続を自ら実行し、又は対象者に実行を要請することを予定しています。

公開買付者は、本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の90%以上である場合、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第179条に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定です。また、本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上90%未満である場合、平成31年6月に開催予定の対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において会社法第180条に基づき対象者株式の株式の併合(以下「株式併合」といいます。)及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含めることを対象者に要請する予定です。なお、本公開買付けの成立後、公開買付者の取得した対象者の株券等に係る議決権が対象者の総株主の議決権の過半数以上3分の2未満に止まった場合であっても、引き続き非公開化の実現を目指すために、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様へ理解を求めていき、本スクイーズアウト手続のために必要な手続を実施し、又は対象者に実施を要請する可能性があり、当該実施に向けて状況に応じて株式を譲り受けることも検討する所存です。これを受けて、対象者としては、本公開買付けの成立後、公開買付者の取得した対象者の株券等に係る議決権が対象者の総株主の議決権の過半数以上3分の2未満に止まった場合であったとしても、本定時株主総会において株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うための議案を付議する予定とのことです。

本公開買付けの成立後、株式売渡請求、又は、株式併合若しくは株式交換その他の方法を用いた本スクイーズアウト手続が実行されない場合、対象者株式は東証第一部での上場が維持されることとなる見込みです。その場合、公開買付者は、最終的に対象者株式の全てを取得することを目的として、本公開買付けにより公開買付者が取得した対象者株式の数、その時点における対象者株式の市場株価等の状況を勘案し、対象者株式の追加取得の可否について検討する可能性があります。現時点で決定している事項はありません。

また、公開買付者は、本公開買付けの結果、公開買付者の保有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2(希薄化後)以上となるのに必要な応募がなされた状態での本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金及び本公開買付け成立後における対象者の既存借入金の返済に要する資金に使用するため、株式会社三井住友銀行から総額353.5億円を限度として借入(以下「本買収ローン」といいます。)を行うことを予定しております。本買収ローンに係る融資条件の詳細については、株式会社三井住友銀行と

別途協議の上、本買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本買収ローンに係る融資契約では、本書の添付書類である融資証明書に記載のとおり、一定の貸出実行条件、財務制限条項等のこの種の融資契約に通常定められる条件が規定される予定です。また、本買収ローンに際しては、公開買付者が所有する対象者株式等について担保権が設定されることが予定されているほか、本スクイズアウト手続により対象者の株主が公開買付者のみとなった後は、対象者が公開買付者の連帯保証人となり、かつ、対象者の一定の資産等について担保権が設定されることが予定されております。なお、本公開買付けの結果、公開買付者の所有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2（希薄化後）未満となるような数の応募しか集まらなかった場合でも、本公開買付けに係る決済等に要する資金の手当てはついている旨を対象者は公開買付者から確認しているとのことです。

なお、平成31年1月17日に対象者が公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成31年1月17日開催の取締役会（以下「対象者意見表明取締役会」といいます。）において、本取引について、（ ）本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、（ ）対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を推奨する決議をしたとのことです。その後、平成31年3月8日に対象者が公表した「（変更）『MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ』の一部変更について」（以下「対象者再変更プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、上記の買付予定数の下限の引き下げ及び本公開買付価格の610円から700円への引き上げ（以下「本買付条件の変更」といいます。）について、平成31年3月8日開催の取締役会において、慎重に協議・検討を行い、本買付条件の変更に関する第三者委員会における検討結果等を踏まえ、（ ）本公開買付け及び本公開買付け成立後の対象者を非公開化するための一連の手続を通じて、対象者を非公開化し、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする安定した新しい経営体制を構築した上で、公開買付者、取締役、従業員が一丸となって対象者の企業価値向上のための施策に迅速かつ果敢に取り組みむことこそが、対象者の企業価値向上のための最も有効な手段であると考えられること、（ ）本買付条件の変更に係る買付予定数の下限の引き下げにより、本公開買付け成立後に開催される本定時株主総会において、対象者を非公開化するための手続について株主の皆様のご賛同が得られず、対象者の非公開化が実現できない可能性が残るものの、公開買付者としては、いずれにせよ非公開化が対象者の企業価値向上のための最も有効な手段であるとの考えに変わりはなく、仮に本定時株主総会を経て非公開化が実現できなかったとしても、引き続き非公開化の実現を目指すとのことであること、（ ）ベインキャピタルの説明によれば、本公開買付け成立後に開催される本定時株主総会において対象者を非公開化するための手続について株主の皆様のご賛同が得られずに対象者が一定期間上場維持されることとなった場合でも、本公開買付け成立後の基本的な経営方針は非公開化した場合と変わらず、対象者が上場を維持したまま投資を続ける期間は、少数株主が残っている以上、株価や期間損益に配慮する必要があるから、従前の想定よりは、損失を伴う先行投資は控えることとなるものの、少なくとも多額の損失を伴わない企業価値向上施策（例えばベインキャピタルの保有する既存ポートフォリオとの協業、コストの最適化等）は実行する意向とのことであり、また、対象者の有利子負債の返済についても、引き続き金融機関と協議の上、資金協力をする予定とのことであるため、仮に対象者が一定期間上場維持されることとなった場合でも、対象者の企業価値の向上が期待できること、（ ）本買付条件の変更後の本公開買付価格700円は独立した第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社による対象者株式価値算定書におけるDCF法による算定結果のレンジの中央値を大きく超えるものであり、また、本公開買付け公表前の市場株価法における算定結果の上限値（467円）と比較しても大幅に高く、本公開買付け公表後の平成31年1月18日から3月7日までの調整後終値単純平均687.2円も上回っていること、本買付条件の変更前の買付価格（以下「当初公開買付価格」といいます。）610円は、対象者とベインキャピタルとの間の交渉を経たものであったが、本買付条件の変更後の本公開買付価格700円は、さらにベインキャピタルが公開買付者と利害関係のない第三者である株式会社レノ（以下「レノ」といいます。）及びレノの共同保有者（法第27条の23第5項及び第6項に定義される共同保有者をいいます。）である株式会社南青山不動産（以下「南青山不動産」といい、レノ及び南青山不動産を総称して、以下「レノら」といいます。）と関係が深いとされる村上世彰氏からの意見も参考の上で、本取引の意義、対象者の企業価値向上のための方策、対象者株式の非公開化の必要性、本取引の方法や条件面などを含め、本取引についてより多くの対象者の株主の皆様にご理解、ご賛同いただき、かつ、最大限株主価値向上に資するものとなるよう、慎重に議論を行った結果決まった価格であって、当初公開買付価格610円からは14.7%以上の増加となっており、さらに、他に比較しうる対象者株式に関する対抗提案もなく、本買付条件の変更後の本公開買付価格はなお対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えられ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な売却の機会を提供するものであると考えられること（なお、直近の市場株価は、本買付条件の変更後の本公開買付価格700円を上回っておりますが、これは本公開買付けが公表されたことに加え、レノから大量保有報告書が提出され、またこれがマスコミ報道されたことの影響も受けているものと推測されるため、上記判断を否定する理由にはならないと考えているとのことです。）、（ ）本買付条件の変更前の買付予定数の下限は16,609,000株とされており、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに配慮されていたが、本買付条件の変更により買付予定数の下限が12,456,800株とされた結果、マジョリティ・オ

ブ・マイノリティの応募が本公開買付け成立の条件とはされないこととなったものの、マジョリティ・オブ・マイノリティは、手続の公正性を担保するための実務上の対応策の1つに過ぎないため、その他の公正性担保措置が十分に講じられていれば、本取引に係る手続の公正性は確保されうるものと考えられることから、土井氏（以下に定義します。）を除く全ての取締役の全員一致で、本買付条件の変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。詳細については、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

< 後略 >

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
(訂正前)

< 前略 >

ベインキャピタルは、平成30年11月下旬、デュー・ディリジェンスの途中経過（中間報告）等を踏まえて土井氏と協議の上、本取引の実現可能性が高まったと判断し、平成30年12月5日、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付け者を設立いたしました。土井氏及びベインキャピタルは、平成30年12月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、平成30年12月17日に、本公開買付価格を1株当たり550円とする旨の提案を行い、その後も対象者との間で、本公開買付けを含む本取引の諸条件、及び本取引成立後の対象者の経営方針について協議・交渉を重ねた上で、平成31年1月17日に本公開買付価格を610円として、本取引の一環として、公開買付け者を通じて本公開買付けを開始することを決定いたしました。

< 中略 >

また、上記取締役会では、対象者の監査役全員（3名）が、対象者取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べたとのことです。その後、対象者の中辻一夫監査役（以下「中辻監査役」といいます。）は、対象者の平成31年2月25日付取締役会において、対象者に対し、本公開買付けに反対する旨の意見を表明しているとのことです。なお、平成31年2月25日に対象者が公表した「（変更）『MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ』の一部変更について」（以下「対象者変更プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、中辻監査役から、本公開買付けに反対する旨の意見を表明する旨が記載された平成31年2月19日付通知書を受領したため、同月25日開催の対象者取締役会において、中辻監査役に対してその真意等の確認を行ったところ、（ ）中辻監査役に対する本公開買付けに関する説明が、平成31年1月17日開催の取締役会の当日に行われたことが不服であったこと、（ ）対象者が本公開買付けについて創業家大株主の了解をとるべきであったこと、及び、（ ）610円という本公開買付価格が感覚的に安いと感じていることという3点を理由として、平成31年1月17日当初から一貫して本公開買付けに反対であったとの主張をされたとのことです。もっとも、対象者としては、平成31年1月17日当初から一貫して本公開買付けに反対であったとの中辻監査役の主張は、事実に反するものであり、到底受諾できないものと考えているものの、中辻監査役が、上記理由から、平成31年2月25日現在、本公開買付けに反対する旨の意見を有していることは確認したとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である土井氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、株式会社BCJ-33への出資又は株式会社BCJ-33の株式取得も検討していることを踏まえ、利益相反を回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場においてベインキャピタル及び公開買付け者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

< 中略 >

なお、本公開買付け後の対象者グループの従業員の雇用に関しては、現時点では、現状どおりの雇用を維持することを予定しております。また今後は、ストックオプション・業績連動型報酬の採用など、企業価値の向上が役職員の処遇の向上に繋がる人事施策の導入を検討していきたいと考えております。

(訂正後)

< 前略 >

ベインキャピタルは、平成30年11月下旬、デュー・ディリジェンスの途中経過（中間報告）等を踏まえて土井氏と協議の上、本取引の実現可能性が高まったと判断し、平成30年12月5日、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付け者を設立いたしました。土井氏及びベインキャピタルは、平成30年12月上旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、平成30年12月17日に、本公開買付価格を1株当たり550円とする旨の提案を行い、その後も対象者との間で、本公開買付けを含む本取引の諸条件、及び本取引成立後の対象者の経営方針について協議・交渉を重ねた上で、平成31年1月17日に本公開買付価格を610円として、本取引の一環として、公開買付け者を通じて本公開買付けを開始することを決定し、平成31年1月18日から本公開買付けを開始いたしました。その後、本公開買付け開始後の対象者株式の市場取引の状況や本公開買付けの成立の確度を高める必要性を総合的に勘案し、平成31年3月8日に、本買付条件の変更を決定いたしました。公開買付け者は、本買付条件の変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないことの決定をしております。なお、ベインキャピタルは、対象者の株主であるレノラと関係が深いとされる村上世彰氏のご意見も参考の上、本取引の意義、対象者の企業価値向上のための方策、対象者株式の非公開化の必要性、本取引の方法や条件面などを含め、本取引についてより多くの対象者の株主の皆様にご理解、ご賛同いただき、かつ、最大限株主価値向上に資するものとなるよう、慎重に議論を行い、本買付条件の変更を決定いたしました。なお、公開買付け者は、対象者の株主保護の観点から、対象者がレノラ及び村上世彰氏を含む対象者の株主より、本公開買付けと比較、検討すべき類の公開買付け提案等を受けている事実がない旨も確認の上、対象者再変更プレスリリースにて本買付条件の変更を承認、決議している旨、対象者より確認しております。

一方、対象者再変更プレスリリースによれば、本公開買付けの公表後、対象者は、レノより、平成31年2月4日付で、対象者株式に対する上場維持を前提とした公開買付けの初期的な提案を含む書簡を受領したとのことです。そこで、対象者としては、レノからの要請もあり、また、対象者としても、当該書簡の内容が具体性を欠くものであったことから、当該書簡の内容の詳細を確認する必要があるため、レノ及びレノらと関係が深いとされる村上世彰氏との間で合計5回にわたる面談を実施し、対象者の事業の状況や改革の必要性を説明し、また、当該書簡の内容の詳細の確認を進めていたとのことですが、当該確認を進める過程で、最終的に同年同月22日にレノより当該書簡の内容を撤回する旨の書簡を受領するに至ったとのことです。

< 中略 >

また、上記取締役会では、対象者の監査役全員（3名）が、対象者取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べたとのことです。その後、対象者の中辻一夫監査役（以下「中辻監査役」といいます。）は、対象者の平成31年2月25日付取締役会において、対象者に対し、本公開買付けに反対する旨の意見を表明しているとのことです。なお、平成31年2月25日に対象者が公表した「（変更）『MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ』の一部変更について」（以下「対象者変更プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、中辻監査役から、本公開買付けに反対する旨の意見を表明する旨が記載された平成31年2月19日付通知書を受領したため、同月25日開催の対象者取締役会において、中辻監査役に対してその真意等の確認を行ったところ、（ ）中辻監査役に対する本公開買付けに関する説明が、平成31年1月17日開催の取締役会の当日に行われたことが不服であったこと、（ ）対象者が本公開買付けについて創業家大株主の了解をとるべきであったこと、及び、（ ）610円という本公開買付価格が感覚的に安いと感じていることという3点を理由として、平成31年1月17日当初から一貫して本公開買付けに反対であったとの主張をされたとのことです。もっとも、対象者としては、平成31年1月17日当初から一貫して本公開買付けに反対であったとの中辻監査役の主張は、事実と反するものであり、到底受諾できないものと考えているものの、中辻監査役が、上記理由から、平成31年2月25日現在、本公開買付けに反対する旨の意見を有していることは確認したとのことです。

その後、対象者は、公開買付者が、本買付条件の変更について決定したことを受け、平成31年3月8日開催の対象者取締役会において、本買付条件の変更について再度慎重に協議・検討を行い、本買付条件の変更に関する第三者委員会における検討結果等を踏まえ、（ ）本公開買付け及び本公開買付け成立後の対象者を非公開化するための一連の手续を通じて、対象者を非公開化し、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする安定した新しい経営体制を構築した上で、公開買付者、取締役、従業員が一丸となって対象者の企業価値向上のための施策に迅速かつ果敢に取り組むことこそが、対象者の企業価値向上のための最も有効な手段であると考えられること、（ ）本買付条件の変更に係る買付予定数の下限の引き下げにより、本公開買付け成立後に開催される本定時株主総会において、対象者を非公開化するための手続について株主の皆様の賛同が得られず、対象者の非公開化が実現できない可能性が残るものの、公開買付者としては、いずれにせよ非公開化が対象者の企業価値向上のための最も有効な手段であるとの考えに変わりはなく、仮に本定時株主総会を経て非公開化が実現できなかったとしても、引き続き非公開化の実現を目指すとのことであること、（ ）ベインキャピタルの説明によれば、本公開買付け成立後に開催される本定時株主総会において対象者を非公開化するための手続について株主の皆様の賛同が得られずに対象者が一定期間上場維持されることとなった場合でも、本公開買付け成立後の基本的な経営方針は非公開化した場合と変わらず、対象者が上場を維持したまま投資を続ける期間は、少数株主が残っている以上、株価や期間損益に配慮する必要があるから、従前の想定よりは、損失を伴う先行投資は控えることとなるものの、少なくとも多額の損失を伴わない企業価値向上施策（例えばベインキャピタルの保有する既存ポートフォリオとの協業、コストの最適化等）は実行する意向とのことであり、また、対象者の有利子負債の返済についても、引き続き金融機関と協議の上、資金協力をする予定とのことであるため、仮に対象者が一定期間上場維持されることとなった場合でも、対象者の企業価値の向上が期待できること、（ ）本買付条件の変更後の本公開買付価格700円は独立した第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社による対象者株式価値算定書におけるDCF法による算定結果のレンジの中央値を大きく超えるものであり、また、本公開買付け公表前の市場株価法における算定結果の上限値（467円）と比較しても大幅に高く、本公開買付け公表後の平成31年1月18日から3月7日までの調整後終値単純平均687.2円も上回っていること、当初公開買付価格610円は、対象者とベインキャピタルとの間の交渉を経たものであったが、本買付条件の変更後の本公開買付価格700円は、さらにベインキャピタルが公開買付者と利害関係のない第三者であるレノらと関係が深いとされる村上世彰氏からの意見も参考の上で、本取引の意義、対象者の企業価値向上のための方策、対象者株式の非公開化の必要性、本取引の方法や条件面などを含め、本取引についてより多くの対象者の株主の皆様にご理解、ご賛同いただき、かつ、最大限株主価値向上に資するものとなるよう、慎重に議論を行った結果決まった価格であって、当初公開買付価格610円からは14.7%以上の増加となっており、さらに、他に比較しうる対象者株式に関する対抗提案もなく、本買付条件の変更後の本公開買付価格はなお対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えられ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な売却の機会を提供するものであると考えられること（なお、直近の市場株価は、本買付条件の変更後の本公開買付価格700円を上回っておりますが、これは本公開買付けが公表されたことに加え、レノから大量保有報告書が提出され、またこれがマスコミ報道されたことの影響も受けているものと推測されるため、上記判断を否定する理由にはならないと考えているとのことです。）、（ ）本買付条件の変更前の買付予定数の下限は16,609,000株とされており、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに配慮されていたが、本買付条件の変更により買付予定数の下限が12,456,800株とされた結果、

マジョリティ・オブ・マイノリティの応募が本公開買付け成立の条件とはされないこととなったものの、マジョリティ・オブ・マイノリティは、手続の公正性を担保するための実務上の対応策の1つに過ぎないため、その他の公正性担保措置が十分に講じられていれば、本取引に係る手続の公正性は確保されうるものと考えられることから、土井氏を除く全ての取締役の全員一致で、本買付条件の変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

なお、対象者の代表取締役社長である土井氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、株式会社BCJ-33への出資又は株式会社BCJ-33の株式取得も検討していることを踏まえ、利益相反を回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場においてペインキャピタル及び公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

また上記取締役会では、対象者の監査役3名のうち2名が、対象者取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べ、中辻監査役は、対象者は対象者自身で努力をするべきであってMBOによる非公開化自体に反対であるとの理由から、上記決議をすることに異議がある旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者は、後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、本取引の提案についての審議に慎重を期し、審議の公正性・客観性を担保するため、本取引の検討のための対象者の諮問機関として、対象者及び公開買付者から独立した第三者委員会を設置し、本諮問事項(後記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者委員会の設置」において定義されます。以下同じです。)についての答申を対象者取締役会に提出することを委嘱しており、第三者委員会は、平成31年1月16日に、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えられることから、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明することは妥当であり、また本取引の取引条件は公正性・妥当性が確保されており、本取引に係る手続の公正性も確保されているから、対象者の取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することも妥当と思料する旨の答申書を取締役に提出していたとのことです。その後、本買付条件の変更に係る提案がなされる可能性が生じたことを受け、対象者は、第三者委員会に対して本買付条件の変更を前提としても、上記の答申内容を維持できるかどうかにつき諮問を行ったところ、第三者委員会は、平成31年3月5日及び同月7日に改めて第三者委員会を開催し、ペインキャピタル及び対象者取締役に対してヒアリングを行った上で検討を行い、上記答申内容を維持する旨の判断をするに至り、平成31年3月8日に、当該判断結果について、対象者の取締役会に報告しているとのことです。

< 中略 >

本公開買付け後の対象者グループの従業員の雇用に関しては、現時点では、現状どおりの雇用を維持することを予定しております。また今後は、ストックオプション・業績連動型報酬の採用など、企業価値の向上が役職員の処遇の向上に繋がる人事施策の導入を検討していきたいと考えております。

なお、買付予定数の下限の引き下げにより、本公開買付け成立後に対象者が一定期間上場維持となる可能性があります。公開買付者は、本定時株主総会を経て対象者の非公開化が実現できなかった場合でも、本公開買付け成立後の基本的な経営方針は非公開化した場合と変わらず、対象者が上場を維持している間は、少数株主が残っている以上、株価や期間損益に配慮する必要があることから、従前の想定よりは、損失を伴う先行投資は控えることとなるものの、少なくとも多額の損失を伴わない企業価値向上施策(例えばペインキャピタルの保有する既存ポートフォリオとの協業、コストの最適化等)は実行する意向であり、上述した本公開買付け成立後の対象者の基本的な経営方針は変わりません。もっとも、本買付条件の変更や本公開買付けの応募状況、応募見込み等を鑑みると、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの成立後も引き続き非公開化の実現を目指すために、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様理解を求めていき、本スクイズアウト手続のために、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様理解を求めていき、本スクイズアウト手続のために必要な手続を実施し、又は対象者に実施を要請する可能性があり、当該実施に向けて状況に応じて株式を譲り受けることも検討することで、非公開化の実現可能性は相応にあるものと考えております。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

(訂正前)

公開買付者は、澤田HDより、同社が所有する対象者株式(3,088,500株)(所有割合12.40%)につき、同社の取締役会の承認を条件に本公開買付けに応募する意向を受けております。

(訂正後)

公開買付者は、澤田ホールディングス株式会社(以下「澤田HD」といいます。)より、同社が所有する対象者株式(3,088,500株)(所有割合12.40%)につき、同社の取締役会の承認を条件に本公開買付けに応募する意向を受けておりましたが、その後の対象者株式の株価の状況等に鑑み、現時点では、今後の対象者株式の株価の状況等を見ながら本公開買付けに応募するか否かを判断する旨の意向を受けております。公開買付者は、引き続き、澤田HDとの間で同社が所有する対象者株式を本公開買付けに応募いただけるよう会話を継続しております。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けが本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

買付予定数の下限の設定

<後略>

(訂正後)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けが本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在することを踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、公開買付者は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(majority of minority)の応募を本公開買付け成立の条件とはしておりませんが、公開買付者及び対象者において以下からまでの措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益に十分配慮していると考えております。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

<後略>

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

（訂正前）

公開買付者は、前記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の一連の手続により、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対し、その所有する対象者株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員が所有する対象者株式の全てを取得します。当該各株主の所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、対象者の取締役会において当該株式売渡請求を承認する予定とのことです。

< 中略 >

他方で、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、平成31年6月に開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含めることを対象者に要請する予定です。公開買付者は、本定時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本定時株主総会において株式併合の議案についてご承認を頂いた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本定時株主総会においてご承認を頂いた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端株が生じるときは、交付されるべき株式の数が1株に満たない端数となる株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。この場合の具体的な手続については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

< 中略 >

また、本スクイーズアウト手続が完了した後、公開買付者は、公開買付者と対象者との間で吸収合併を実施することを予定しております（なお、当該吸収合併の実施時期及び公開買付者と対象者のいずれを存続会社とするかについては、本書提出日現在において未定です。）。

本公開買付けは、本定時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(訂正後)

公開買付者は、前記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後の公開買付者の取得株式数等に応じて、本スクイーズアウト手続の実施に向けて、以下の一連の手続により、公開買付者が対象者株式の全て(但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、本公開買付けの決済完了後速やかに、株式売渡請求の承認を求める予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員が所有する対象者株式の全てを取得します。当該各株主の所有していた対象者株式の対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、対象者の取締役会において当該株式売渡請求を承認する予定とのことです。

<中略>

他方で、本公開買付けの成立後に、公開買付者が所有する対象者の議決権が対象者の総株主の議決権の3分の2以上90%未満である場合には、公開買付者は、本定時株主総会において株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含めることを対象者に要請する予定です。公開買付者は、本定時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本定時株主総会において株式併合の議案についてご承認を頂いた場合には、株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本定時株主総会においてご承認を頂いた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端株が生じるときは、交付されるべき株式の数が1株に満たない端数となる株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者が対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。この場合の具体的な手続については、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

<中略>

また、本スクイーズアウト手続が完了した後、公開買付者は、公開買付者と対象者との間で吸収合併を実施することを予定しております(なお、当該吸収合併の実施時期及び公開買付者と対象者のいずれを存続会社とするかについては、本書提出日現在において未定です。)

本公開買付けの成立後、株式売渡請求、又は、株式併合若しくは株式交換その他の方法を用いた本スクイーズアウト手続が実行されない場合、対象者株式は東証第一部での上場が維持されることとなる見込みです。その場合、公開買付者は、最終的に対象者株式の全てを取得することを目的として、本公開買付けにより公開買付者が取得した対象者株式の数、その時点における対象者株式の市場株価等の状況を勘案し、対象者株式の追加取得の可否について検討する可能性があります。現時点で決定している事項はありません。

本公開買付けは、本定時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

(訂正前)

対象者株式は、本書提出日現在、東証第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(訂正後)

対象者株式は、本書提出日現在、東証第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の手続を自ら実行し、又は対象者に実行を要請することを予定しております。前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の株式売渡請求、又は、株式併合若しくは株式交換その他の方法を用いた本スクイーズアウト手続が実行された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することはできません。

他方、当該手続が速やかに実行されなかった場合には、対象者株式は東証第一部での上場が維持されることとなる見込みです。その場合、公開買付者は、最終的に対象者株式の全てを取得することを目的として、本公開買付けにより公開買付者が取得した対象者株式の数、その時点における対象者株式の市場株価等の状況を勘案し、対象者株式の追加取得の可否について検討する可能性があります。現時点で決定している事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成31年1月18日（金曜日）から平成31年3月12日（火曜日）まで（37営業日）
公告日	平成31年1月18日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

(訂正後)

買付け等の期間	平成31年1月18日（金曜日）から平成31年3月25日（月曜日）まで（45営業日）
公告日	平成31年1月18日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式1株につき、金610円
<中略>	<中略>
算定の基礎	<p><前略></p> <p>本公開買付価格610円は、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である平成31年1月16日の東証第一部における対象者株式の終値424円に対して43.87%、過去1ヶ月間(平成30年12月17日から平成31年1月16日まで)の終値単純平均値382円に対して59.69%、過去3ヶ月間(平成30年10月17日から平成31年1月16日まで)の終値単純平均値424円に対して43.87%、過去6ヶ月間(平成30年7月17日から平成31年1月16日まで)の終値単純平均値467円に対して30.62%のプレミアムを加えた価格となります。また、本公開買付価格610円は、本書提出日の前営業日である平成31年1月17日の対象者株式の終値である419円に対して45.58%のプレミアムを加えた価格です。</p> <p>公開買付者は、平成31年1月9日、対象者の代表取締役社長である土井氏との相対売買により、平成31年1月4日の東京証券取引所における対象者株式の終値である379円で対象者株式100株を取得しております。本公開買付価格(1株当たり610円)と当該取得価格(1株当たり379円)との間には、231円の差が生じております。これは、当該株式取得の時点以降の対象者株式の株価の動向に加え、本公開買付価格には上記のとおりプレミアムが付されているためです。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p><中略></p> <p>土井氏及びベインキャピタルは、対象者との間で、本公開買付けを含む本取引の諸条件、及び本取引成立後の対象者の経営方針について協議・交渉を重ねた上で、平成31年1月17日に本公開買付価格を610円として、本取引の一環として、公開買付者を通じて本公開買付けを開始することを決定いたしました。</p> <p><中略></p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p><中略></p> <p>対象者における独立した第三者委員会の設置</p> <p><中略></p> <p>かかる検討の結果、第三者委員会は、平成31年1月16日に、本諮問事項につき、以下を内容とする本答申書を対象者取締役会に対し提出しているとのことです。</p> <p><中略></p> <p>(e) 前記(a)乃至(d)から、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えられることから、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明することは妥当であり、また本取引の取引条件は公正性・妥当性が確保されており、本取引に係る手続の公正性も確保されているから、対象者の取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することも妥当と思料する。</p> <p>対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認</p> <p><中略></p> <p>なお、対象者の代表取締役社長である土井氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、株式会社BCJ-33への出資又は株式会社BCJ-33の株式取得も検討していることを踏まえ、利益相反を回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場においてベインキャピタル及び公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。</p>

他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を37営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けの応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいては、公開買付者は、16,609,000株（所有割合66.67%）を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは、公開買付者が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。買付予定数の下限（16,609,000株）は、本四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の対象者の発行済株式数（24,922,600株）から、本四半期決算短信に記載された平成30年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（9,061株）を控除した株式数（24,913,539株）に係る議決権数（249,135個）に3分の2を乗じた数（166,090個）に100株を乗じた数としております。買付予定数の下限である16,609,000株は、本四半期報告書に記載された平成30年9月30日現在の対象者の発行済株式数（24,922,600株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（9,061株）、澤田HDが所有する対象者株式数（3,088,500株）、及び本書提出日現在、公開買付者が所有する対象者株式数（100株）を控除した株式数（21,824,939株）の過半数（10,912,470株、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の総数の過半数、すなわち、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）に相当する数に当たります。）に澤田HDが所有する対象者株式数（3,088,500株）を加算した株式数（14,000,970株）を上回るものとなります。このように、公開買付者は、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主の皆様から過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けを含む本取引を行わないこととし、対象者の株主の皆様の意思を重視した買付予定数の下限の設定を行っております。

(訂正後)

株券	普通株式1株につき、金700円
<中略>	<中略>
算定の基礎	<p data-bbox="855 215 943 241"><前略></p> <p data-bbox="392 248 1409 528">当初公開買付価格610円は、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である平成31年1月16日の東証第一部における対象者株式の終値424円に対して43.87%、過去1ヶ月間（平成30年12月17日から平成31年1月16日まで）の終値単純平均値382円に対して59.69%、過去3ヶ月間（平成30年10月17日から平成31年1月16日まで）の終値単純平均値424円に対して43.87%、過去6ヶ月間（平成30年7月17日から平成31年1月16日まで）の終値単純平均値467円に対して30.62%のプレミアムを加えた価格となります。また、<u>当初公開買付価格610円は、本書提出日の前営業日である平成31年1月17日の対象者株式の終値である419円に対して45.58%のプレミアムを加えた価格です。</u></p> <p data-bbox="392 535 1409 994"><u>一方、本買付条件の変更後の本公開買付価格700円は、公開買付者が本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である平成31年1月16日の東証第一部における対象者株式の終値424円に対して65.09%、過去1ヶ月間（平成30年12月17日から平成31年1月16日まで）の終値単純平均値382円に対して83.25%、過去3ヶ月間（平成30年10月17日から平成31年1月16日まで）の終値単純平均値424円に対して65.09%、過去6ヶ月間（平成30年7月17日から平成31年1月16日まで）の終値単純平均値467円に対して49.89%のプレミアムを加えた価格となります。また、本買付条件の変更後の本公開買付価格700円は、本書提出日の前営業日である平成31年1月17日の対象者株式の終値である419円に対して67.06%のプレミアムを加えた価格、本公開買付届出書の訂正届出書の提出日の前営業日である平成31年3月7日の対象者株式の終値である711円に対して1.55%のディスカウントをした価格、本公開買付けの開始を決定した日の前営業日である平成31年1月16日から本公開買付届出書の訂正届出書の提出日の前営業日である平成31年3月7日までの間の終値単純平均値672円に対して4.17%のプレミアムを加えた価格です。</u></p> <p data-bbox="392 1001 1409 1216">公開買付者は、平成31年1月9日、対象者の代表取締役社長である土井氏との相対売買により、平成31年1月4日の東京証券取引所における対象者株式の終値である379円で対象者株式100株を取得しております。<u>当初公開買付価格（1株当たり610円）及び本買付条件の変更後の本公開買付価格（1株当たり700円）と当該取得価格（1株当たり379円）の間には、各々231円と321円の差が生じております。これは、当該株式取得の時点以降の対象者株式の株価の動向に加え、本公開買付価格には上記のとおりプレミアムが付されているためです。</u></p>
算定の経緯	<p data-bbox="392 1223 799 1249">（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p data-bbox="855 1256 943 1283"><中略></p> <p data-bbox="392 1290 1409 1570">土井氏及びベインキャピタルは、対象者との間で、本公開買付けを含む本取引の諸条件、及び本取引成立後の対象者の経営方針について協議・交渉を重ねた上で、平成31年1月17日に本公開買付価格を610円として、本取引の一環として、公開買付者を通じて本公開買付けを開始することを決定し、平成31年1月18日から本公開買付けを開始いたしました。その後、<u>本公開買付け開始後の対象者株式の市場取引の状況や本公開買付けの成立の確度を高める必要性を総合的に勘案し、平成31年3月8日に、本買付条件の変更を決定いたしました。公開買付者は、本買付条件の変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更しないことの決定をしております。</u></p> <p data-bbox="855 1576 943 1603"><中略></p>

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

< 中略 >

対象者における独立した第三者委員会の設置

< 中略 >

かかる検討の結果、第三者委員会は、平成31年1月16日に、本諮問事項につき、以下を内容とする本答申書を対象者取締役会に対し提出していたとのことです。

< 中略 >

(e) 前記(a)乃至(d)から、本取引は対象者の企業価値向上に資すると考えられることから、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明することは妥当であり、また本取引の取引条件は公正性・妥当性が確保されており、本取引に係る手続の公正性も確保されているから、対象者の取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することも妥当と思料する。

その後、本買付条件の変更に係る提案がなされる可能性が生じたことを受け、対象者は、第三者委員会に対して本買付条件の変更を前提としても、上記の答申内容を維持できるかどうかにつき諮問を行ったところ、第三者委員会は、平成31年3月5日及び同月7日に改めて第三者委員会を開催し、ベインキャピタル及び対象者取締役に対してヒアリングを行った上で検討を行い、上記答申内容を維持する旨の判断をするに至り、平成31年3月8日に、当該判断結果について、対象者の取締役会に報告しているとのことです。第三者委員会の当該判断の理由は以下のとおりとのことです。

(a) 本取引の目的の正当性・合理性について

a. 本買付条件の変更の目的

ベインキャピタルの説明によれば、本買付条件の変更は、対象者株式の市場取引の状況や本公開買付けの成立の確度を高める必要性を総合的に勘案し、本公開買付けのより確実な成立を目指すために行われるものとのことであり、かかる説明に不合理な点は認められない。

b. 対象者の非公開化が実現できない可能性について

本買付条件の変更により、本公開買付けは成立するものの、本定時株主総会を経ても、なお対象者が非公開化を実現できない可能性が残る。

対象者及びベインキャピタルとしては、いずれにせよ非公開化が企業価値向上のための最も有効な手段であるとの考えに変わりはなく、仮に本定時株主総会を経て非公開化が実現できなかったとしても、ベインキャピタルとしては、引き続き非公開化実現を目指すとのことである。

もっとも、本答申書においては、本公開買付けが成立した場合は、本定時株主総会を経て非公開化が実現できることが前提とされていたため、上記のとおり本定時株主総会を経て非公開化が実現できない可能性が残ったとしても、なお、本取引の目的が正当性・合理性を有すると言えらるるにつき検討した。

ベインキャピタルの説明によれば、本定時株主総会を経て非公開化が実現できなかった場合でも、本公開買付け成立後の基本的な経営方針は非公開化した場合と変わらず、対象者が上場を維持したまま投資を続ける期間は、少数株主が残っている以上、株価や期間損益に配慮する必要があるから、従前の想定よりは、損失を伴う先行投資は控えることとなるものの、少なくとも多額の損失を伴わない企業価値向上施策(例えばベインキャピタルの保有する既存ポートフォリオとの協業、コストの最適化等)は実行する意向とのことである。また、対象者の有利子負債の返済についても、引き続き金融機関と協議の上、資金協力をする予定とのことである。

以上のベインキャピタルの説明については、仮に本定時株主総会を経て非公開化が実現できないとしても、少なくともベインキャピタルとしては50.00%以上の投資をする以上、これらの企業価値向上施策・資金協力が実行されると考えることに合理性があると思料する。

一方、ベインキャピタルとしては、非公開化が実現するまでは、公開買付者と対象者とを合併させる意向はないとのことであるから、対象者が上場を維持している期間中に、対象者が本公開買付けに係る決済資金等のための借入金を負担することにはならない。

c. まとめ

以上より、本取引の目的は正当性・合理性を有するとの意見を変更する必要はないと思料する。

(b) 本取引に係る条件の公正性・妥当性について

a. 第三者算定機関による算定結果との比較

本買付条件の変更後の本公開買付価格700円は、DCF法における算定結果の中央値を大きく超えている。

b. 価格決定に至る経緯

当初公開買付価格である610円は、対象者と土井氏及びベインキャピタルとの間の交渉を経たものであったが、本買付条件の変更後の本公開買付価格700円は、さらにレノ及びレノと投資行動を共にする村上世彰氏からの意見も参考の上で、当初公開買付価格610円からは14.7%以上の増加となっている。

c. 市場株価との比較

本買付条件の変更後の本公開買付価格700円は、本公開買付け公表前の市場株価法における算定結果の上限値(467円)と比較しても大幅に高い。また本公開買付け公表後の平成31年1月18日から同年3月7日までの調整後終値単純平均は687.2円であるから、本買付条件の変更後の本公開買付価格700円はこれも上回っている。なお、直近の市場株価は、本買付条件の変更後の本公開買付価格を上回っているが、これは本公開買付けが公表されたことに加え、レノから大量保有報告書が提出され、またこれがマスコミ報道されたことの影響も受けているものと推測されるから、直近の市場株価が本公開買付価格を上回っていることは、直ちに本条件変更後の本公開買付価格700円を公正・妥当であると判断することを阻害する要因とまで評価する必要はないと思料する。

d. まとめ

以上より、本取引に係る条件の公正性・妥当性は確保されているとの意見を変更する必要はないと思料する。

(c) 本取引に係る手続の公正性

本答申書で検討した手続の公正性に関わる具体的対応策のうち、追加や変更があった点を以下のとおり検討した。

a. 本買付条件の変更にかかる充実開示がなされているか

対象者再変更プレスリリースのドラフトによれば、ベインキャピタルが本買付条件の変更を必要と考えた理由(ベインキャピタルがレノ及びレノと投資行動を共にする村上世彰氏の意見を参考にしたことを含む)、本定時株主総会を経て非公開化が実現できない場合の経営方針、中辻監査役の意見、対象者とレノ及び村上世彰氏との意見交換の経緯、澤田HDの応募の意向を含む本買付条件の変更に至る経緯が詳細に開示される予定であり、本買付条件の変更に係る充実した開示がなされる見込みであると言える。

b. 買付下限の引き下げについて

本買付条件の変更前の買付予定数の下限は16,609,000株とされており、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに配慮されていたが、本買付条件の変更により買付予定数の下限が12,456,800株とされた結果、マジョリティ・オブ・マイノリティの応募が本公開買付け成立の条件とはされないこととなった。

もっとも、MBO指針においても、マジョリティ・オブ・マイノリティは、手続の公正性を担保するための実務上の対応策の1つに過ぎないため、その他の公正性担保措置が十分に講じられていれば、本取引に係る手続の公正性は確保されるものと考えられる。

c. まとめ

以上より、本取引に係る手続の公正性は確保されているとの意見を変更する必要はないと思料する。

(d) 少数株主にとっての不利益について

前記(a)乃至(c)のとおり、本取引の目的は正当性・合理性を有し、本取引の取引条件は公正性・妥当性が確保されており、また本取引に係る手続の公正性も確保されているとの意見はいずれも変更をする必要がないから、本取引が少数株主にとって不利益なものとは言えないとの意見を変更する必要もないと思料する。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

< 中略 >

なお、対象者の代表取締役社長である土井氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、株式会社BCJ-33への出資又は株式会社BCJ-33の株式取得も検討していることを踏まえ、利益相反を回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場においてベインキャピタル及び公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

その後、対象者は、公開買付者が、本買付条件の変更について決定したことを受け、平成31年3月8日開催の対象者取締役会において、本買付条件の変更について再度慎重に協議・検討を行い、本買付条件の変更に関する第三者委員会における検討結果等を踏まえ、()本公開買付け及び本公開買付け成立後の対象者を非公開化するための一連の手續を通じて、対象者を非公開化し、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする安定した新しい経営体制を構築した上で、公開買付者、取締役、従業員が一丸となって対象者の企業価値向上のための施策に迅速かつ果敢に取り組むことこそが、対象者の企業価値向上のための最も有効な手段であると考えられること、()本買付条件の変更に係る買付予定数の下限の引き下げにより、本公開買付け成立後に開催される本定時株主総会において、対象者を非公開化するための手續について株主の皆様のご賛同が得られずに、対象者の非公開化が実現できない可能性が残るものの、公開買付者としては、いずれにせよ非公開化が対象者の企業価値向上のための最も有効な手段であるとの考えに変わりはなく、仮に本定時株主総会を経て非公開化が実現できなかったとしても、引き続き非公開化の実現を目指すとのことであること、()ベインキャピタルの説明によれば、本公開買付け成立後に開催される本定時株主総会において対象者を非公開化するための手續について株主の皆様のご賛同が得られずに対象者が一定期間上場維持されることとなった場合でも、本公開買付け成立後の基本的な経営方針は非公開化した場合と変わらず、対象者が上場を維持したまま投資を続ける期間は、少数株主が残っている以上、株価や期間損益に配慮する必要があるから、従前の想定よりは、損失を伴う先行投資は控えることとなるものの、少なくとも多額の損失を伴わない企業価値向上施策（例えばベインキャピタルの保有する既存ポートフォリオとの協業、コストの最適化等）は実行する意向とのことであり、また、対象者の有利子負債の返済についても、引き続き金融機関と協議の上、資金協力をする予定とのことであるため、仮に対象者が一定期間上場維持されることとなった場合でも、対象者の企業価値の向上が期待できること、()本買付条件の変更後の本公開買付け価格700円は独立した第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社による対象者株式価値算定書におけるDCF法による算定結果のレンジの中央値を大きく超えるものであり、また、本公開買付け公表前の市場株価法における算定結果の上限値（467円）と比較しても大幅に高く、本公開買付け公表後の平成31年1月18日から3月7日までの調整後終値単純平均687.2円も上回っていること、当初公開買付け価格610円は、対象者とベインキャピタルとの間の交渉を経たものであったが、本買付条件の変更後の本公開買付け価格700円は、さらにベインキャピタルが公開買付者と利害関係のない第三者であるレノラと関係が深いとされる村上世彰氏からの意見も参考の上で、本取引の意義、対象者の企業価値向上のための方策、対象者株式の非公開化の必要性、本取引の方法や条件面などを含め、本取引についてより多くの対象者の株主の皆様にご理解、ご賛同いただき、かつ、最大限株主価値向上に資するものとなるよう、慎重に議論を行った結果決まった価格であって、当初公開買付け価格610円からは14.7%以上の増加となっており、さらに、他に比較しうる対象者株式に関する対抗提案もなく、本買付条件の変更後の本公開買付け価格はなお対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えられ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な売却の機会を提供するものであると考えられること（なお、直近の市場株価は、本買付条件の変更後の本公開買付け価格700円を上回っておりますが、これは本公開買付けが公表されたことに加え、レノラから大量保有報告書が提出され、またこれがマスコミ報道されたことの影響を受けているものと推測されるため、上記判断を否定する理由にはならないと考えております。）、()本買付条件の変更前の買付予定数の下限は16,609,000株とされており、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに配慮されていたが、本買付条件の変更により買付予定数の下限が12,456,800株とされた結果、マジョリティ・オブ・マイノリティの応募が本公開買付け成立の条件とはされないこととなったものの、マジョリティ・オブ・マイノリティは、手續の公正性を担保するための実務上の対応策の1つに過ぎないため、その他の公正性担保措置が十分に講じられていれば、本取引に係る手續の公正性は確保されるものと考えられることから、土井氏を除く全ての取締役の全員一致で、本買付条件の変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

	<p>なお、対象者の代表取締役社長である土井氏は、本公開買付け成立後も継続して対象者の経営にあたる予定であり、株式会社BCJ-33への出資又は株式会社BCJ - 33の株式取得も検討していることを踏まえ、利益相反を回避する観点から、当該取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場においてペインキャピタル及び公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。</p> <p>また上記取締役会では、<u>対象者の監査役3名のうち2名が、対象者取締役会が上記決議をすることに異議がない旨の意見を述べ、中辻監査役は、対象者は対象者自身で努力をするべきであってMBOによる非公開化自体に反対であるとの理由から、上記決議をすることに異議がある旨の意見を述べているとのことです。</u></p> <p>他の買付者からの買付機会等を確保するための措置</p> <p>公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を45営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けの応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保しております。</p> <p>また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。</p> <p>なお、前記「3 買付け等の目的」の「(1)本公開買付けの概要」のとおり、公開買付者は、買付予定数の下限を16,609,000株（所有割合66.67%）として本公開買付けを開始していましたが、<u>今般、本公開買付け開始後の対象者株式の市場取引の状況や本公開買付けの成立の確度を高める必要性を総合的に勘案し、買付予定数の下限を12,456,800株（所有割合50.00%）まで引き下げることいたしました。</u></p> <p><u>買付予定数の下限を引き下げたとしても、本スクイーズアウト手続を実行するためには、原則として、対象者の株主の3分の2近くの応募や賛成を要することとなります。また、公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するための上記 から の措置を通じて、少数株主の利益に十分配慮していると考えております。</u></p>
--	---

(3) 【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
24,913,439 (株)	16,609,000 (株)	- (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(16,609,000株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(16,609,000株)以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

<後略>

(訂正後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
24,913,439 (株)	12,456,800 (株)	- (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,456,800株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,456,800株)以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

<後略>

6【株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、平成31年1月11日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本株式取得に関しては、原則として、平成31年2月10日の経過をもって、取得禁止期間は満了する予定です。また、公開買付者は、公正取引委員会から平成31年1月16日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、同日をもって措置期間が満了しております。

なお、公開買付期間中に取得禁止期間が満了した場合であっても、本書に係る訂正届出書は提出いたしません。

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、平成31年1月11日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、本株式取得に関しては、平成31年2月10日の経過をもって、取得禁止期間は満了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から平成31年1月16日付で排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、同日をもって措置期間が満了しております。

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	15,197,197,790
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	400,000,000
その他(c)	7,000,000
合計(a) + (b) + (c)	15,604,197,790

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(24,913,439株)に、本公開買付価格(610円)を乗じた金額です。

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)(a)	17,439,407,300
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	400,000,000
その他(c)	10,000,000
合計(a) + (b) + (c)	17,849,407,300

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(24,913,439株)に、本公開買付価格(700円)を乗じた金額です。

<後略>

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目 1番2号)	買付け等に要する資金に充当するた めの借入れ(注) (1)タームローンA 借入期間:7年 (分割返済) 金利:全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 借入期間:7年 (期日一括返済) 金利:全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保:対象者株式等 (3)タームローンC 借入期間:3年 (期日一括返済) 金利:全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 6,750,000 (2)タームローンB 15,750,000 (3)タームローンC 11,630,000
計(b)				34,130,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から34,130,000千円を上限として融資を行う旨の証明書を取得しています。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	銀行	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目 1番2号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1)タームローンA 借入期間:7年 (分割返済) 金利:全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保:対象者株式等 (2)タームローンB 借入期間:7年 (期日一括返済) 金利:全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保:対象者株式等 (3)タームローンC 借入期間:3年 (期日一括返済) 金利:全銀協日本円TIBOR に基づく変動金利 担保:対象者株式等	(1)タームローンA 6,750,000 (2)タームローンB 16,970,000 (3)タームローンC 11,630,000
計(b)				35,350,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三井住友銀行から35,350,000千円を上限として融資を行う旨の証明書を取得しています。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付資料である融資証明書記載のものが定められる予定です。

【その他資金調達方法】
(訂正前)

内容	金額(千円)
株式会社BCJ-33による出資	9,246,000
計(d)	9,246,000

(注1) 公開買付者は、資金金額の出資の裏付けとして、株式会社BCJ-33より、公開買付者に対して9,246,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しています。株式会社BCJ-33は、BCPE Keyline Cayman, L.P.より、株式会社BCJ-33に対して9,246,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しています。BCPE Keyline Cayman, L.P.は、()BCPE Keyline Holdings Cayman, L.P.より、BCPE Keyline Cayman, L.P.に対して4,548,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を、()KFT投資事業組合より、BCPE Keyline Cayman, L.P.に対して4,802,000千円を限度として融資(以下「本メザニン融資」といいます。)を行う用意がある旨の証明書を、それぞれ取得しています。BCPE Keyline Holdings Cayman, L.P.は、Bain Capital Asia Fund III, L.P.(以下「BC Asia IIIファンド」といいます。)より、BCPE Keyline Holdings Cayman, L.P.に対して4,548,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しています。BC Asia IIIファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。BC Asia IIIファンドに対する出資コミットメントは、主として国際的な金融機関、公的年金基金、財団、ファンド・オブ・ファンズ及び政府系投資機関等の機関投資家であるBC Asia IIIファンドのリミテッド・パートナー(以下「BC Asia IIIファンドLP」といいます。)によって行われています。BC Asia IIIファンドLPは、それぞれBC Asia IIIファンドに対し一定額(以下「コミットメント金額」といいます。)の金銭出資を行うことを約束しています。BC Asia IIIファンドの投資期間内に、BC Asia IIIファンドのジェネラル・パートナーであるBain Capital Partners Asia III, L.P.(以下「BC Asia IIIファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各BC Asia IIIファンドLPは、出資を行うことが適用法令又は投資方針に違反する場合等の限定された場合を除き、それぞれのコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、BC Asia IIIファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。

<中略>

(注2) 公開買付者は、KFT投資事業組合より、以下の説明を受けております。KFT投資事業組合は、民法に基づき設立された投資事業組合です。KFT投資事業組合は、本メザニン融資を実行するにあたって、KFT投資事業組合の各組合員であるトラスト・キャピタル・メザニン2016投資事業組合(以下「TCファンド」といいます。)及びファイブスター・メザニン1号投資事業有限責任組合(以下「FSMファンド」といいます。)から必要な資金の出資を受ける予定とのことです。KFT投資事業組合は、()その組合員であるTCファンドより、KFT投資事業組合に対し、2,401,000千円を限度として金銭出資(以下「TCファンド出資」といいます。)を行う旨の証明書を、()その組合員であるFSMファンドより、KFT投資事業組合に対し、2,401,000千円を限度として金銭出資(以下「FSMファンド出資」といいます。)を行う旨の証明書を、それぞれ取得しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

内容	金額(千円)
株式会社BCJ-33による出資	12,376,000
計(d)	12,376,000

(注1) 公開買付者は、資金金額の出資の裏付けとして、株式会社BCJ-33より、公開買付者に対して12,376,000千円を限度として出資(株式会社BCJ-33の裁量によりその一部について融資を行うことを含む。)を行う用意がある旨の証明書を取得しています。株式会社BCJ-33は、BCPE Keyline Cayman, L.P.より、株式会社BCJ-33に対して12,376,000千円を限度として出資(BCPE Keyline Cayman, L.P.の裁量によりその一部について融資を行うことを含む。)を行う用意がある旨の証明書を取得しています。BCPE Keyline Cayman, L.P.は、()BCPE Keyline Holdings Cayman, L.P.より、BCPE Keyline Cayman, L.P.に対して5,789,400千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を、()KFT投資事業組合より、BCPE Keyline Cayman, L.P.に対して、本公開買付けの結果、公開買付者の保有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2(希薄化後)以上となる場合は5,237,000千円を、本公開買付けの結果、公開買付者の保有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2(希薄化後)未満である場合は6,769,000千円を、それぞれ限度として融資(以下「本メザニン融資」といいます。)を行う用意がある旨の証明書を、それぞれ取得しています。BCPE Keyline Holdings Cayman, L.P.は、BCPE Keyline Holdings Parent, L.P.より、BCPE Keyline Holdings Cayman, L.P.に対して5,789,400千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しています。BCPE Keyline Holdings Parent, L.P.は、BCPE Keyline Holdings SPV, L.P.より、BCPE Keyline Holdings Parent, L.P.に対して5,789,400千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しています。BCPE Keyline Holdings SPV, L.P.は、Bain Capital Asia Fund III, L.P.(以下「BC Asia IIIファンド」といいます。)より、BCPE Keyline Holdings SPV, L.P.に対して5,789,400千円を限度として出資を行う用意がある旨の証明書を取得しています。BC Asia IIIファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。BC Asia IIIファンドに対する出資コミットメントは、主として国際的な金融機関、公的年金基金、財団、ファンド・オブ・ファンズ及び政府系投資機関等の機関投資家であるBC Asia IIIファンドのリミテッド・パートナー(以下「BC Asia IIIファンドLP」といいます。)によって行われています。BC Asia IIIファンドLPは、それぞれBC Asia IIIファンドに対し一定額(以下「コミットメント金額」といいます。)の金銭出資を行うことを約束しています。BC Asia IIIファンドの投資期間内に、BC Asia IIIファンドのジェネラル・パートナーであるBain Capital Partners Asia III, L.P.(以下「BC Asia IIIファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各BC Asia IIIファンドLPは、出資を行うことが適用法令又は投資方針に違反する場合等の限定された場合を除き、それぞれのコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、BC Asia IIIファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。

<中略>

(注2) 公開買付者は、KFT投資事業組合より、以下の説明を受けております。KFT投資事業組合は、民法に基づき設立された投資事業組合です。KFT投資事業組合は、本メザニン融資を実行するにあたって、KFT投資事業組合の各組合員であるトラスト・キャピタル・メザニン2016投資事業組合(以下「TCファンド」といいます。)及びファイブスター・メザニン1号投資事業有限責任組合(以下「FSMファンド」といいます。)から必要な資金の出資を受ける予定とのことです。KFT投資事業組合は、()その組合員であるTCファンドより、KFT投資事業組合に対し、本公開買付けの結果、公開買付者の保有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2(希薄化後)以上となる場合は2,618,500千円を、本公開買付けの結果、公開買付者の保有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2(希薄化後)未満である場合は3,384,500千円を、それぞれ限度として金銭出資(以下「TCファンド出資」といいます。)を行う旨の証明書を、()その組合員であるFSMファンドより、KFT投資事業組合に対し、本公開買付けの結果、公開買付者の保有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2(希薄化後)以上となる場合は2,618,500千円を、本公開買付けの結果、公開買付者の保有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数の3分の2(希薄化後)未満である場合は3,384,500千円を、それぞれ限度として金銭出資(以下「FSMファンド出資」といいます。)を行う旨の証明書を、それぞれ取得しているとのことです。

<後略>

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

43,376,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(訂正後)

47,726,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

平成31年3月19日(火曜日)

(訂正後)

平成31年3月29日(金曜日)

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募株券等の総数が買付予定数の下限(16,609,000株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(16,609,000株)以上の場合には、応募株券等の全ての買付け等を行います。

(訂正後)

応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,456,800株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(12,456,800株)以上の場合には、応募株券等の全ての買付け等を行います。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

本公開買付けへの賛同

(訂正前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者意見表明取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する決議をしたとのことです。詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者意見表明取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する決議をしたとのことです。その後、対象者は、公開買付者が、本買付条件の変更について決定したことを受け、平成31年3月8日開催の対象者取締役会において、本買付条件の変更について再度慎重に協議・検討を行い、本買付条件の変更に関する第三者委員会における検討結果等を踏まえ、()本公開買付け及び本公開買付け成立後の対象者を非公開化するための一連の手续を通じて、対象者を非公開化し、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする安定した新しい経営体制を構築した上で、公開買付者、取締役、従業員が一丸となって対象者の企業価値向上のための施策に迅速かつ果敢に取り組むことこそが、対象者の企業価値向上のための最も有効な手段であると考えられること、()本買付条件の変更に係る買付予定数の下限の引き下げにより、本公開買付け成立後に開催される本定時株主総会において、対象者を非公開化するための手続について株主の皆様が賛同が得られず、対象者の非公開化が実現できない可能性が残るものの、公開買付者としては、いずれにせよ非公開化が対象者の企業価値向上のための最も有効な手段であるとの考えに変わりはなく、仮に本定時株主総会を経て非公開化が実現できなかったとしても、引き続き非公開化の実現を目指すとのことであること、()ペインキャピタルの説明によれば、本公開買付け成立後に開催される本定時株主総会において対象者を非公開化するための手続について株主の皆様が賛同が得られずに対象者が一定期間上場維持されることとなった場合でも、本公開買付け成立後の基本的な経営方針は非公開化した場合と変わらず、対象者が上場を維持したまま投資を続ける期間は、少数株主が残っている以上、株価や期

間損益に配慮する必要があるから、従前の想定よりは、損失を伴う先行投資は控えることとなるものの、少なくとも多額の損失を伴わない企業価値向上施策（例えばベインキャピタルの保有する既存ポートフォリオとの協業、コストの最適化等）は実行する意向とのことであり、また、対象者の有利子負債の返済についても、引き続き金融機関と協議の上、資金協力をする予定とのことであるため、仮に対象者が一定期間上場維持されることとなった場合でも、対象者の企業価値の向上が期待できること、()本買付条件の変更後の本公開買付価格700円は独立した第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社による対象者株式価値算定書におけるDCF法による算定結果のレンジの中央値を大きく超えるものであり、また、本公開買付け公表前の市場株価法における算定結果の上限値（467円）と比較しても大幅に高く、本公開買付け公表後の平成31年1月18日から3月7日までの調整後終値単純平均687.2円も上回っていること、当初公開買付価格610円は、対象者とベインキャピタルとの間の交渉を経たものであったが、本買付条件の変更後の本公開買付価格700円は、さらにベインキャピタルが公開買付者と利害関係のない第三者であるレノらと関係が深いとされる村上世彰氏からの意見も参考の上で、本取引の意義、対象者の企業価値向上のための方策、対象者株式の非公開化の必要性、本取引の方法や条件面などを含め、本取引についてより多くの対象者の株主の皆様にご理解、ご賛同いただき、かつ、最大限株主価値向上に資するものとなるよう、慎重に議論を行った結果決まった価格であって、当初公開買付価格610円からは14.7%以上の増加となっており、さらに、他に比較しうる対象者株式に関する対抗提案もなく、本買付条件の変更後の本公開買付価格はなお対象者の株主の皆様にとって最善なものと考えられ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な売却の機会を提供するものであると考えられること（なお、直近の市場株価は、本買付条件の変更後の本公開買付価格700円を上回っておりますが、これは本公開買付けが公表されたことに加え、レノから大量保有報告書が提出され、またこれがマスコミ報道されたことの影響も受けているものと推測されるため、上記判断を否定する理由にはならないと考えているとのことです。）、()本買付条件の変更前の買付予定数の下限は16,609,000株とされており、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに配慮されていたが、本買付条件の変更により買付予定数の下限が12,456,800株とされた結果、マジョリティ・オブ・マイノリティの応募が本公開買付け成立の条件とはされないこととなったものの、マジョリティ・オブ・マイノリティは、手続の公正性を担保するための実務上の対応策の1つに過ぎないため、その他の公正性担保措置が十分に講じられていれば、本取引に係る手続の公正性は確保されうものと考えられることから、土井氏を除く全ての取締役の全員一致で、本買付条件の変更を踏まえても、本公開買付けに賛同する旨の意見及び対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。詳細については、前記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」をご参照ください。

公開買付届出書の添付書類

1. 買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、平成31年3月8日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

2. 融資証明書及び出資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が取得した各融資証明書及び各出資証明書に変更がありましたので、株式会社三井住友銀行及びKFT投資事業組合による各融資証明書、並びに株式会社BCJ-33、BCPE Keyline Cayman, L.P.、BCPE Keyline Holdings Cayman, L.P.、Bain Capital Asia Fund III, L.P.、トラスト・キャピタル・メザニン2016投資事業組合、及びファイブスター・メザニン1号投資事業有限責任組合による各出資証明書を添付の各融資証明書及び各出資証明書と差し替えいたします。

また、BCPE Keyline Holdings Parent, L.P.及びBCPE Keyline Holdings SPV, L.P.より、新たに出資証明書を取得したため、本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。